

改正

平成23年7月21日教育委員会規則第9号

平成23年12月26日教育委員会規則第15号

平成27年3月31日教育委員会規則第12号

令和4年3月3日教育委員会規則第14号

宮崎県ライフル射撃競技場管理規則をここに公布する。

宮崎県ライフル射撃競技場管理規則

宮崎県ライフル射撃競技場使用規則(昭和55年宮崎県教育委員会規則第11号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、教育関係の公の施設に関する条例(昭和39年宮崎県条例第36号)第7条において準用する公の施設に関する条例(昭和39年宮崎県条例第7号)第7条及び教育関係の公の施設に関する条例第8条の規定に基づき、宮崎県ライフル射撃競技場(以下「射撃場」という。)の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用の申込み)

第2条 射撃場の施設又は設備(以下「射撃場施設等」という。)を利用しようとする者(以下「申込者」という。)は、宮崎県ライフル射撃競技場施設等利用申込書(別記様式第1号)を宮崎県教育庁スポーツ指導センター所長(以下「所長」という。)に提出しなければならない。

(利用の許可)

第3条 所長は、利用の申込みがあった場合において、利用の許可をするときは、申込者に宮崎県ライフル射撃競技場施設等利用許可書(別記様式第2号)を交付するものとし、利用の許可をしないときは、申込者に宮崎県ライフル射撃競技場施設等利用不許可通知書(別記様式第3号)により通知するものとする。

2 所長は、必要があると認めるときは、前項の利用の許可に条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第4条 所長は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、射撃場施設等の利用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 射撃場を損傷するおそれがあると認められるとき。

- (3) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 宮崎県ライフル射撃競技場施設等利用申込書の記載内容に偽りがあるとき。
- (5) その他射撃場の管理運営上支障があると認められるとき。

(利用者の遵守事項)

第5条 利用を許可された者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可された利用の目的又は条件に違反しないこと。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれのある行為をしないこと。
- (3) 射撃場を損傷し、又は滅失するおそれのある行為をしないこと。
- (4) 他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (5) その他法令、条例、規則等及び所長の指示に従うこと。

(利用許可の取消し等)

第6条 所長は、利用者が前条の規定に違反したときは、射撃場施設等の利用の許可を取り消し、利用を中止させ、入場を拒否し、又は退去を命ずることができる。

2 前項の取消し等によって利用者に損害が生じても、県はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(利用許可の取消しの申出)

第7条 利用者が利用の許可の取消しの申出をするときは、宮崎県ライフル射撃競技場施設等利用許可取消申出書（別記様式第4号）を所長に提出しなければならない。

2 所長は、前項の規定による宮崎県ライフル射撃競技場施設等利用許可取消申出書の提出があったときは、当該申出書に係る利用の許可を取り消し、その旨を当該利用者に通知するものとする。

(使用料の還付)

第8条 教育関係使用料及び手数料徴収条例（平成13年宮崎県条例第23号。以下「使用料条例」という。）第5条ただし書の規定により使用料を還付する場合の当該還付の額は、既納使用料の全額とする。

2 前項の使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付請求書（別記様式第5号）を所長に提出しなければならない。

(利用の制限)

第9条 所長は、必要があると認めるときは、射撃場の利用を制限することができる。

(利用時間)

第10条 射撃場施設等の利用時間は、次のとおりとする。ただし、所長は、必要があると認めるときは、臨時に利用時間を変更することができる。

4月から10月まで 午前9時から午後4時30分まで

11月から3月まで 午前9時30分から午後4時まで

(休場日)

第11条 射撃場の休場日は、12月29日から翌年の1月3日まで及び毎月第3火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）とする。ただし、所長は、必要があると認めるときは、臨時に開場し、又は休場することができる。

(指定管理者による管理の場合の読替)

第12条 教育関係の公の施設に関する条例第4条の規定により射撃場の管理を指定管理者に行わせる場合（以下「指定管理者による管理の場合」という。）における第2条から第7条まで及び第9条から第11条までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第2条	宮崎県教育庁スポーツ指導センター所長(以下「所長」という。)	指定管理者
第3条から第7条まで及び第9条	所長	指定管理者
第10条、第11条	所長は、必要があると認めるときは	指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ所長の承認を得て

(使用料等の支払)

第13条 指定管理者による管理の場合は、利用者は、当該指定管理者に射撃場施設等の使用料（使用料条例第2条に規定する使用料をいう。）又は利用料金（教育関係の公の施設に関する条例第6条に規定する利用料金をいう。）を支払わなければならない。

(指定管理者の指定の申請)

第14条 教育関係の公の施設に関する条例第5条第1項に規定する申請書は、指定管理者指定申請書（別記様式第6号）によるものとする。

2 教育関係の公の施設に関する条例第5条第1項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 定款、規約又はこれらに準ずる書類
 - (2) 法人にあつては、法人の登記事項証明書
 - (3) 教育委員会が指定する事業年度における決算に関する書類又はそれに相当する書類
 - (4) 団体の業務概要及び業務実績が確認できる書類
 - (5) その他教育委員会が必要と認める書類
- (指定管理者の指定の基準)

第15条 教育関係の公の施設に関する条例第5条第3項第4号の教育委員会規則で定める基準は、次に掲げる基準とする。

- (1) 関係機関及び競技団体との連携が確保されること。
 - (2) 緊急時における危機管理体制が確保されていること。
 - (3) その他教育委員会が必要と認める基準
- (指定管理者が行う業務)

第16条 教育関係の公の施設に関する条例第7条において準用する公の施設に関する条例第10条の3第3号の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 関係機関及び競技団体との連絡調整に関する業務
 - (2) 緊急時の対応に関する業務
 - (3) その他教育委員会が必要と認める業務
- (指定管理者の管理の基準)

第17条 教育関係の公の施設に関する条例第7条において準用する公の施設に関する条例第10条の4の規則で定める管理の基準は、次に掲げる基準とする。

- (1) 関係する法令、条例、規則等の規定を遵守し、適正な射撃場の運営を行うこと。
 - (2) 利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。
 - (3) 指定管理者が業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
 - (4) その他教育委員会が必要と認める基準
- (利用料金の承認)

第18条 指定管理者は、利用料金について教育関係の公の施設に関する条例第6条第3項に規定する教育委員会の承認を受けようとするときは、利用料金承認申請書（別記様式第7号）に歳入歳出見込書その他教育委員会が必要と認める書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

(利用料金の減額等)

第19条 教育関係の公の施設に関する条例第6条第4項の規定により指定管理者が利用料金を減額し、又は免除する場合の基準は、次のとおりとする。

- (1) 災害その他特別の事情による利用で教育委員会が特に必要と認める場合。
- (2) 指定管理者が特別の事情があると認める場合において、あらかじめ教育委員会の承認を受けたとき。
- (3) その他教育委員会が別に定める基準
(協定書の締結)

第20条 教育委員会は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- (1) 教育関係の公の施設に関する条例第7条において準用する公の施設に関する条例第10条の3各号に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）の実施に関し必要な事項
- (2) 第17条各号に掲げる管理の基準に関し必要な事項
- (3) 指定管理業務の事業報告に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、射撃場の管理運営の適正を期するために必要な事項
(事業報告書等の提出)

第21条 指定管理者は、毎年度終了後1月以内に、次に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 射撃場の指定管理業務に関する事業報告書
- (2) 決算に関する書類
- (3) その他教育委員会が必要と認める書類
(原状回復)

第22条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により教育委員会が指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、射撃場を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会が特に原状に回復する必要がないと認める場合は、この限りでない。
(秘密の保持)

第23条 指定管理者若しくは指定管理者であったもの又は当該指定管理者の指定管理業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た秘密を、他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(委任)

第24条 この規則に定めるもののほか、射撃場の管理及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が

別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第13条、第18条及び第19条の規定については、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの規則による改正前の宮崎県ライフル射撃競技場使用規則の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この規則による改正後の宮崎県ライフル射撃競技場管理規則（以下「改正後の規則」という。）の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 教育関係の公の施設に関する条例第5条第3項の規定により指定管理者を指定した場合において、施行日以後に改正後の規則の規定により、所長がした処分その他の行為又は所長に対してされた手続その他の行為は、改正後の規則の相当規定により、指定管理者がした処分その他の行為又は指定管理者に対してされた手続その他の行為とみなす。

附 則（平成23年7月21日教育委員会規則第9号）

この規則は、平成23年8月1日から施行する。

附 則（平成23年12月26日教育委員会規則第15号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日教育委員会規則第12号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月3日教育委員会規則第14号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別記

様式第 1 号 (第 2 条関係)

宮崎県ライフル射撃競技場施設等利用申込書

年 月 日

宮崎県教育庁スポーツ指導センター所長 殿
(指定管理者 代表者 様)

住 所

電 話

申込者 ^{フリガナ}氏名 性別 (男・女)

生年月日 年 月 日

(法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名)

利用中の責任者氏名

電話

法令、条例、規則等を遵守しますので、次のとおりライフル射撃競技場施設等の利用を許可されるよう申し込みます。

1	利用目的	
2	利用日時	自 至 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分
3	利用人員	
4	その他	

注意事項 申込者が法人にあっては、別紙「役員名簿」を提出してください。

収入証紙貼付欄

※ 指定管理者による管理の場合は、この欄は不要。

様式第2号（第3条関係）

宮崎県ライフル射撃競技場施設等利用許可書

文 書 番 号
年 月 日

申込者 所在地又は住所
名称及び代表者氏名
利用中の責任者氏名

電話

次のとおりライフル射撃競技場施設等の利用を許可します。

宮崎県教育庁スポーツ指導センター所長 印
(指定管理者 代表者)

1	利用目的	
2	利用日時	自 至 年 年 月 月 日 日 時 時 分から 分から
3	利用人員	
4	その他	

- 注意事項
- 1 競技場利用の際、本許可書を係員に提示してください。
 - 2 次の各号のいずれかに違反したときは、利用の許可を取り消し、利用を中止させ、入場を拒否し、退去を命ずることがあります。この場合、利用者に損害が生じても県（指定管理者）は、その責任を負いません。
 - (1) 許可された利用の目的又は条件に違反しないこと。
 - (2) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれのある行為をしないこと。
 - (3) 射撃場を損傷し、又は滅失するおそれのある行為をしないこと。
 - (4) 他人の迷惑となるような行為をしないこと。
 - (5) その他法令、条例、規則等及び係員の指示に従うこと。

様式第3号（第3条関係）

宮崎県ライフル射撃競技場施設等利用不許可通知書

文 書 番 号
年 月 日

申込者 所在地又は住所
名称及び代表者氏名
利用中の責任者氏名

電話

次のとおり申込みのあったライフル射撃競技場施設等の利用については、下記の理由により許可できませんので通知します。

宮崎県教育庁スポーツ指導センター所長 印
(指定管理者 代表者)

1	利用目的	
2	利用日時	自 年 月 日 時 分から 至 年 月 日 時 分から
3	利用人員	
4	その他	

記

許可できない理由	
----------	--

様式第4号（第7条関係）

宮崎県ライフル射撃競技場施設等利用許可取消申出書

年 月 日

宮崎県教育庁スポーツ指導センター所長 殿
(指定管理者 代表者 様)

申込者 所在地又は住所
名称及び代表者氏名
利用中の責任者氏名 電話

年 月 日付け第 号で許可のあったライフル射撃競技場施設等の利用を中止したいので、宮崎県ライフル射撃競技場管理規則第7条の規定により、次のとおり申し出ます。

取消しの申出をする 理 由	
備 考	

添付書類

宮崎県ライフル射撃競技場施設等利用許可書の写し

使用料還付請求書

年 月 日

宮崎県教育庁スポーツ指導センター所長 殿

住所
申請者 電話
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名〕

年 月 日付け第 号で許可のあつたライフル射撃競技場の施設の使用料の還付を受けたいので、宮崎県ライフル射撃競技場管理規則第8条第2項の規定により、次のとおり請求します。

還付請求理由			
既納の使用料	納付日	年 月 日	
	納付額		円
還付請求額			円
備 考			

添付資料

- 1 書面により許可の取消しがあつた場合においては、当該書面
- 2 使用料を納付したことを証する書面

口座振込申出書		
	振込先金融機関名	銀行 支店
振 込 口 座	預金の種類	普通・当座
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義	

様式第6号（第14条関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

宮崎県教育委員会 殿

所在地
申請者 団体名
代表者氏名

宮崎県ライフル射撃競技場の指定管理者の指定を受けたいので、教育関係の公の施設に関する条例第5条第1項の規定により申請します。

（添付書類）

様式第7号（第18条関係）

利用料金承認申請書

年 月 日

宮崎県教育委員会 殿

所在地
指定管理者 名称
代表者氏名

宮崎県ライフル射撃競技場の利用料金を定めたいので、教育関係の公の施設に関する条例第6条第3項の規定により承認を申請します。

申請する利用料金	区 分	
	単 位	
	金 額	
	備 考	